

高根沢町長 宛て

申告内容について問合せを行う場合がありますので、日中に連絡が可能な連絡先を記載してください。

住所（所在） 高根沢町大字●● ●●●●番地●●●●  
 氏名（名称） 高根沢町役場株式会社  
 業種名 ●●業  
 代表者氏名 高根沢 太郎  
 連絡先 028-●●●●-●●●●  
 基本コード※1 ●●●●●●●●



**新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の特例措置に関する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置**

法人の場合は代表者印を押印してください。  
 ※個人の場合は押印不要です。

地方税法附則第 63 条（※）に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。  
 ※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条

事業収入の比較を行う期間及び事業収入を記載してください。

**1 事業収入割合について**

令和 2 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 月を記載			令和元(平成 31) 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 左の期間の前年同期を記載		
3 月期	4 月期	5 月期	3 月期	4 月期	5 月期
200,000 円	100,000 円	150,000 円	300,000 円	400,000 円	400,000 円
合計：450,000 円・・・①			合計：1,100,000 円・・・②		
事業収入割合：40% ( ① / ② ) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下** (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当)  
 (=事業収入が前年同期比で 50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超 70%以下** (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当)  
 (=事業収入が前年同期比で 30%以上 50%未満減少している場合 軽減率：1 / 2)

**2 特例対象資産について (申告を行う資産に○をつけて下さい)**

資産	通知書番号
○事業用家屋 ※2	●●●●●●●●
○償却資産 ※3	●●●●●●●●

※1 基本コードは、令和 2 年度固定資産税・都市計画税納税通知書（土地・家屋）3 枚目の左上の「基本コード」欄の数字を記載すること。なお、令和 2 年に取得した資産のみを所有している等、令和 2 年度の納税通知書が発行されていない場合、基本コードの記載は不要。  
 ※2 事業用家屋は、別紙「特例対象家屋一覧」を課税明細書ごとに作成し、添付してください。別紙に記載がない家屋は、特例措置が適用されませんので、ご注意ください。  
 ※3 償却資産は、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。（この申告書のほか、令和 3 年度の償却資産申告書の提出が必要です。）

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実と相違ないことを誓約します。

- （１）「１ 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時

認定経営革新等支援機関等の確認を受け、必要事項の記入及び押印を受けてください。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所	高根沢町大字●● ●●番地●●
名 称	高根沢町役場会計事務所
代表者役職	所長
代表者氏名	固定 太郎 <span style="float: right;">印</span>

認定経営革新等支援機関等担当者名 固定 太郎  
認定経営革新等支援機関等電話番号 028-●●●●-●●●●●●  
認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス ●●●●@●●●●.●●●●

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日（月）までに行うこと（消印有効）。

## 特例対象家屋一覧

課税明細書ごとに作成してください。  
事業用家屋を令和2年度の課税明細書に沿って記載してください。令和2年中の課税明細書に記載のない家屋は、家屋番号単位で記載してください。

基本コード※1	●●●●●●●●
氏名(名称)	高根沢町役場株式会社

No.	所在・地番	家屋番号※2	床面積			R2取得※3
				うち事業用		
記入例	大字○○ △番地□	△-□	134.60 m <sup>2</sup>	67.30 m <sup>2</sup>	50%	✓
1	大字●● ▲▲番地××	▲▲-××	3004.80 m <sup>2</sup>	1682.88 m <sup>2</sup>	56%	
2	大字×× ◆◆◆◆番地	◆◆◆◆	400.03 m <sup>2</sup>	400.03 m <sup>2</sup>	100%	
3	大字△△ ◇◇番地●●	未登記	129.18 m <sup>2</sup>	129.18 m <sup>2</sup>	100%	✓
4			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	

課税明細書で「家屋」となっているもののうち、事業用家屋について必要事項を転記します。「土地」や事業用家屋以外の「家屋」を記載しても特例の適用対象とはなりません。

事業用部分の面積及び割合は、所得税・法人税の申告書類（青色申告決算書等）から転記します。令和2年中に新增築した家屋等の場合は、平面図等から算出した事業用部分の面積及び割合を記載してください。

11			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
12			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
13			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
14			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
15			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
16			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
17			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
18			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
19			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
20			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	

## 【記載のポイント】

- ※1 基本コードは、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書（土地・家屋）3枚目の左上の「基本コード」欄の数字を記載すること。なお、令和2年に取得した資産のみを所有している等、令和2年度の納税通知書が発行されていない場合、基本コードの記載は不要。
- ※2 未登記の家屋については、「家屋番号」欄に「未登記」と記載すること。
- ※3 令和2年中に取得した資産については、「R2取得」欄に「✓」を記載すること。
- ※4 資産を記載する欄が足りない場合は適宜増やすこと。
- ※5 単有の資産と共有の資産とは、分けて作成すること。

## 【申告の際の注意点】

- 事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。
- 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には、再度提出の上、確認を受けること。